

事 務 連 絡
平成23年4月11日

都道府県国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

} 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

東日本大震災による死亡者の身元の確認のための
診療報酬明細書（歯科）の第三者提供について

東日本大震災による死亡者の身元の確認のため、警察当局又は地方公共団体から保険者に対して診療報酬明細書（歯科）の提供を求められることがありますが、下記の点に留意の上、提供して差し支えないので、貴管内保険者等への周知等、特段のご配慮をお願いします。

記

1. 提供対象者の同意について

個人情報保護法（平成15年法律第57号）第23条第1項では、「生存する個人に関する情報」の取扱いとして、

- ・「法令に基づく場合」（第1号）
- ・「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」（第2号）
- ・「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」（第4号）

等は、本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供することを可能としているところである。

したがって、警察当局又は地方公共団体からの死亡者の身元確認のための照会が現に生存している者の診療報酬明細書（歯科）に関するものであるか否か判断ができない場合であっても、上記の個人情報保護法の適用除外事由に該当する場合には、提供することが適当と考えられること。

なお、照会については、適切に照会先機関の確認を行うことにより、電子メール等による対応を行うことも可能であること。

2. 照会への対応状況の記録

診療報酬明細書（歯科）の提供先機関、提供年月日、提供情報の概要等について、記録すること。

<参照条文>

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2～5 （略）